

雫石町行政改革 実施計画

(令和2年度～令和5年度)

令和2年4月

雫石町

行政改革実施計画とは

本実施計画は、行政改革の基本的な方向性を示した「零石町行政改革大綱」を指針として策定したものであり、健全で安定した行財政運営を確保するとともに、住民サービスの向上を図り、総合計画の着実な推進によるまちづくりを進めるため、行政改革の具体的な取り組み項目や実施年度を定めたものです。

(1) 実施計画の期間

この計画は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

(2) 実施計画の見直し

この実施計画は毎年度見直しを行い、国や県の動き、社会経済情勢、住民のニーズなどを的確に改革へ反映することとします。また、実施計画項目に関する計画や指針の決定、業務の見直しなどにより取り組み内容が確定した場合も速やかに実施計画に記載します。

(3) 実施計画の進行管理

この実施計画に掲げる項目の進行管理は、零石町行政改革推進本部が行うものとします。

(4) その他

各課の業務改善についても、常に本計画を意識し、業務改善を行うものとします。

雫石町行政改革体系図

【基本理念】 信頼で築く住民主役のまちづくりの推進

《基本柱》

《基本方針と取組項目》

《具体的な取組》

I 住民参画の推進と協働による行政運営	(1) 住民参画の推進と多様な住民ニーズの把握	
	<p>1. まちづくりパートナー※や諮問機関等における多様な住民参画の推進</p> <p>※住民の町政への積極的な参加を目的に、意見を述べて審議する委員会などの委員の候補としてあらかじめ登録しておく制度。産業、民生、環境、教育、町政全般の5分野から選択して登録でき、委員会等の改選時に登録者から委員を選考できる。</p>	<p>広報、ホームページ、各種会議等の場で制度周知を行うとともに、各種委員の選出にあたって、可能な限り男女比率や年齢が偏らないように配慮し多様な住民の参画を進める。</p>
	<p>2. 町民意識調査や各種説明会等の実施による住民ニーズの収集</p>	<p>町民意識調査や各種制度説明等の積極的な開催やワークショップなどの多様な手段により、住民ニーズを把握し、各種事業や制度の住民理解を進める。</p>
	(2) 地域の人材育成と活動支援	
	<p>1. 住民活動団体やNPO等※の支援、職員の住民協働理解の推進</p> <p>※ボランティア活動など社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体の総称。このうち「NPO法人」とは特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。</p>	<p>NPOほか各種団体、サークルなどの住民組織間の情報共有と連携を支援する。（各種講座開催、住民活動団体連絡協議会、地域づくり会議の連携など）</p>
	<p>2. 地域コミュニティ組織や行政区の活動の支援、委嘱・依頼事項の見直し</p>	<p>継続して地域コミュニティ組織の設立及び活動を支援し、必要に応じて事業内容の見直しを行うとともに、行政区長、地域コミュニティ代表、公民館長など地域のさまざまな役職のあり方や業務内容について整理し、見直しを行う。</p>
	<p>3. 地区公民館等の地域づくり拠点化の検討</p>	<p>集落支援員や地区担当職員の配置など、地域づくりの拠点化及び推進体制について検討する。</p>
	(3) 民間活力の活用	
	<p>1. 民間委託、指定管理者制度の活用推進やPPP/PFI等※の導入検討</p> <p>※【PPP】Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。 【PFI】Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。</p>	<p>委託ガイドラインを策定し、国の助言通知及びトップランナー方式等に基づき業務委託を検討する。（例：案内、受付、広報配布など）。また、指定管理マニュアルの見直しを行い、現状把握と指導助言を徹底する。また、PPP/PEIについて職員勉強会の実施、新たに民間活用が可能な施設や事業の検討会議を行う。</p>

(1) 窓口サービスの改善

1. 効率的な窓口サービスの提供と利便性の向上

窓口時間延長や土日開庁、コンビニ交付等、窓口サービス拡大、分かりやすい案内表示、職員の接遇力向上等による相談しやすい窓口環境の整備について検討する。

(2) 行政情報の発信とICT※活用の推進

1. タイムリーな情報発信やホームページ・SNS等を通じた各種補助、助成、交付事業などの情報掲載の徹底

※Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来頻繁に用いられてきた「IT」（Information Technology）（情報技術）の「情報」に加えて「コミュニケーション」（共同）性を具体的に表現したもの。

情報発信方針と手引きを見直し、周知を徹底する。また町ホームページに補助金関連事業のページを作成し、条例、要綱、様式を漏れなく掲載し、広く周知する。

《基本柱》

《基本方針と取組項目》

《具体的な取組》

Ⅲ 持続可能な行政運営の推進

(1) 財政基盤の強化と財政健全化

1. 新規財源の開拓や基金等の管理運用、適正な債権管理を通じた自主財源の確保

ガバメントクラウドファンディング※や広告収入やふるさと零石応援寄附金、歳計現金及び基金の計画的な資金運用、公有財産の売却、必要に応じて使用料・手数料の見直しを行うなど自主財源確保に努める。滞納処分の強化、納付方法の利便性向上に努める。

※地方自治体や政府が、インターネット上で事業やプロジェクトを示し、寄附を募る仕組みのこと。

2. 財政見通しと財政計画の策定・公表及び補助金交付基準の適正な運用

5年間の財政収支見通しを策定し、財政状況をわかりやすく公表する。また、補助金交付基準により、団体自立に向けた指導育成、補助金の必要性や妥当性などを精査し、必要に応じて見直しを行う。

3. 公営企業、第三セクター等の経営健全化

上下水道事業については経営戦略を策定し、経営比較分析表を作成及び公表する。(株)しずくいしについては経営状況を把握し、効率化・経営健全化に向け適切な助言指導を行う。

(2) 公有資産の管理運用による経営合理化

1. 公共施設等の総合的管理運営や町有財産の有効活用

公共施設等総合管理計画に基づき、施設の修繕、改修を行うとともに、未活用地、未利用資産の有効活用について検討する。

(3) 事務事業及び業務プロセスの効率化とICTを活用した業務の効率化

1. ICT技術の導入・活用による事務処理効率化の検討

事務事業の効率化のためAI・RPA※の導入検討やタブレット等のICTを用いた事務処理の効率化の検討を行う。

※【AI】Artificial Intelligence の略。人工知能のことを指し、コンピューター自らが学習し、一定の判断を行うこと等が可能なもの。

【RPA】Robotic Process Automation の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェア型ロボットにより自動化するもの。

2. 定型事務マニュアル、ガイドライン等の見直しによる事務処理の標準化

契約、予算執行、情報発信等の各種伺い文書、パブリックコメントや文書発送など各課共通事務に関するマニュアルの作成及び更新により、事務処理標準化を図る。

3. 政策評価と事業レビューの実施による優先順位の導入

政策評価と事業レビューの実施により、事務事業の整理と取捨選択を行う。

※全ての事業について、予算がどのように執行されたかといった実態を把握し、事業内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取り組みのこと。「行政事業総点検」とも言われ、行政の無駄の削減、事業の効果的・効率的な実施を通じて質の高い行政を実現し、行政の透明性を高め、住民への説明責任を果たすために実施するもので、零石町では平成28年度より試行実施している。

《基本柱》

《基本方針と取組項目》

《具体的な取組》

IV
時代に即した行政組織体制の構築

(1) 人材育成による行政組織体制の強化

1. 多様な人材の確保と育成

人事運営基本計画※1を周知するとともに、当該計画に基づき、人事交流の推進や職員研修の展開、人事評価制度※2の効果的な運用により多様な人材の確保と育成を図る。

※1 時代や環境の変化、様々な行政課題に向け、行政組織体制の充実を図るため、適正な定員管理や多様な人材の確保と育成、働き方改革と女性活躍の推進などの人事運営に関する基本的な取組み指針。平成27年度から31年度までの第三次雫石町人材マネジメントプランに変わり、人事関連事項の包括的な運営指針として令和2年度から6年度までを計画期間として新たに策定。

※2 職員の勤務態度や実績など、人事や労務管理の一環として管理者が適正に評価を行うこと。職員の勤務態度をはじめ、業務の遂行能力、業務実績などを評価し、配置異動、能力開発等の材料とする。町では平成17年度から施行し、現在全職員が対象となっている。人材育成と能力の活用により、企業の業績を上げることを目的に、上司が部下の能力や行動と仕事の結果を評価する制度。評価結果を昇給や賞与につなげる場合もある。成果の出る仕事の進め方を見つけて公開し、企業全体の業績を上げることを主旨としている。

2. 定員の適正管理及び働き方改革等の推進

人事運営基本計画を周知するとともに、当該計画に基づき、定員の適正管理を行うとともに、働き方改革や女性活躍の推進、健康の増進等を図る。

3. 政策及び業務内容に対応した組織機構の見直し

社会情勢の変化や組織機構の課題等を把握し、町民ニーズへの的確な対応を含めた行政サービスの向上に向けた組織機構見直しについて協議を行い、必要に応じた見直しを実施する。

(2) 組織の内部リスク管理体制の強化

1. 内部リスク管理に関する方針の策定

業務の効率的かつ効果的な遂行及び業務に関わるコンプライアンス※の徹底、業務の組織的な取り組みの方向性を定める、内部リスク管理に関する方針を策定する。

※直訳すると『法令遵守』となり、「法律や条例を違反しないこと」を表す。また、法令だけに留まらず、社内規程・マニュアル・企業倫理・社会献の遵守、更に企業リスクを回避するために、どのようなルールを設定していくか・どのように運用していくかを考え、その環境の整備までを含んでいる。

2. 内部チェック体制の整備

内部リスクに関する方針に基づき、組織内の全ての部署においてリスクに対応するための指針等を策定し、実際の業務に適用するための全庁的な内部チェック体制を整備する。